

経済建設委員会会議録

令和4年9月15日(木)
(開会) 10:00
(閉会) 11:35

【案件】

1. 認定第12号 令和3年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
2. 認定第13号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
3. 認定第14号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
4. 認定第15号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
5. 議案第75号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
6. 議案第76号 契約の締結(下三緒排水ポンプ場新設(電気設備)工事)
7. 議案第79号 市道路線の廃止
8. 議案第80号 市道路線の認定
9. 議案第81号 専決処分の承認(令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号))

【所管事務調査】

1. 有害鳥獣による被害の防止について
2. 土地区画整理事業について

【報告事項】

1. 専用場外発売所の開設について (公営競技事業所)
2. 厚生労働省地域雇用活性化推進事業の採択について (経済政策推進室)
3. 週20時間未満の雇用に係るモデル事業について (経済政策推進室)
4. 工事請負変更契約について (土木建設課)
5. 工事請負契約について (企業管理課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。当委員会に付託を受けております、認定議案4件の審査につきましては一括議題とし、まず、執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。初めに監査委員の審査意見書に対する質疑、次にそれぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論・採決は保留し、最後に認定議案ごとに討論・採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

それでは、「認定第12号 令和3年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第15号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの4件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○企業管理課長

「認定第12号 令和3年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第15号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」の4件について、一括して補足説明いたします。企業局の決算については、一般会計の官公庁会計と異なり、公営企業会計の複式簿記となります。決算書に基づき補足資料を作成しましたので、この資料に沿ってご説明いたします。

資料「令和3年度 企業局の決算について」をお願いします。 1 ページをお願いします。まず、公営企業会計の予算の仕組みについて、3つの財布という例で説明させていただきます。まず、第1の財布が収益的収支、維持管理費用となります。この収入として、水道料金や下水道使用料等の料金収入があり、支出として水を作る工程に係る費用、施設の維持管理の経費、起債をした際の利息がこの第1の財布から支払われます。第2の財布が資本的収支、投資費用となります。収入として企業債や一般会計からの出資金・補助金があり、支出として建設改良費等の事業費、企業債元金の償還がこの第2の財布で賄うものとなります。第3の財布が内部留保資金等となります。未処分利益剰余金や内部留保資金をためておく財布となります。この第3の財布は第1の財布と第2の財布の過不足を調整する財布となります。第1の財布、収益的収支と第2の財布、資本的収支の余りや純利益、減価償却費等を入れる財布になります。いわゆる貯金のような性質があります。第1の財布や第2の財布で不足が生じた際に切り崩して使用しますので、ある程度余裕がないと安定した経営ができません。

まず初めに、水道事業会計の決算についてご説明いたします。3ページをお願いします。令和3年度の給水戸数は5万9671戸で前年度より増加、給水人口は12万2207人で前年度より減少しており、近年この傾向が続いております。

4ページをお願いします。令和3年度の年間総配水量は1429万7905立法メートル、年間有収水量は1246万822立法メートル、ともに前年度に比べ減少しており、有収率は87.15%となっております。

次に収支の状況についてご説明いたします。5ページをお願いします。この資料の金額については概算になりますのでご了承ください。収益的収支、第1の財布につきましては、収入合計が20億6千万円、支出合計は21億8千万円となっております。収支の結果として、支出のほうが多くなっており、1億2千万円の純損失を計上しております。この純損失につきましては内部留保資金等、第3の財布で補填しております。

6ページをお願いします。料金収入と損益の推移をグラフで示したものです。平成30年度から赤字となっており、前年度と比較して料金収入は減少しており、その分損失額が増加しております。

7ページをお願いします。資本的収支、第2の財布につきましては、収入合計が8.8億円、支出合計は17.8億円となっております。資本的収支の不足額が9億円となっており、この分につきましては、内部留保資金等、第3の財布で補填しております。

8ページをお願いします。「水道事業会計の内部留保資金等（第3の財布）の残高の内訳」です。収益的収支や資本的収支の過不足を調整しています。前年度期末残高は、14.3億円、令和3年度では、収益的収支の損失分を補填しましたので1.2億円のマイナス、資本的収支の不足を補填しましたので9億円のマイナス、当年度分となっておりますのが減価償却費等の内部留保資金として積立が9.3億円となり、令和3年度期末残高は13.4億円となっております。その下に5年間の推移をグラフで示しておりますが、平成30年度以降は赤字になったことで残高は減少傾向にあります。

9ページをお願いします。水道事業会計の企業債残高の状況です。前年度期末残高が83.2億円、令和3年度の返済分が5億円、新たな借入れ分が4.8億円、よって令和3年度期末残高は83億円となっております。

10ページをお願いします。令和3年度の主な事業です。重要給水施設等配水管布設替工事につきましては、水道事業経営戦略に基づき、令和3年4月1日現在で933.04キロメートルの水道管のうち、年間約6キロメートルについて、基幹管路及び重要給水施設への管路を重点的に、計画的な更新を行っております。主な布設替工事として、大分地区配水管布設替（1工区）工事などにおいて、5.87キロメートルの更新を実施しています。浄水場等施設改良工事につきましては、老朽化した施設及び設備について、実際の使用年数に応じ、管路同

様、計画的な更新を行っております。また、諸施設新設工事では、令和3年度から4年度の継続事業とした太郎丸浄水場粒状活性炭設備新設等工事などを行っております。

11ページをお願いします。財務・経営の状況、指標です。経常収支比率は企業の収益性を示すもので、経常費用が経常収益でどの程度賄われているかを示す指標で、100%を上回っていれば健全な経営状態であるとされていますが、令和3年度は92.23%となっております。料金回収率は給水に係る費用をどの程度水道料金で賄うことができているかを示す指標で、100%を上回っていれば水道料金で賄えているといえますが、令和3年度は90.55%となっております。企業債残高対給水収益率は給水収益に対する企業債残高の規模を示す指標で、474.04%となっております、類似団体と比較してかなり高い状況となっております。

次に、工業用水道事業会計の決算についてご説明いたします。13ページをお願いします。契約件数は6者で、年間契約水量は13万305立法メートル、年間総給水量は6万5163立法メートルとなっております、前年度に比べて年間総給水量は8705立法メートルの減となっております。

14ページをお願いします。収益的収支、第1の財布につきましては、収入合計が5693万円、支出合計は5261万円となっております。よって、432万円の純利益を計上しております。この純利益につきましては内部留保資金等、第3の財布に積み立てております。工業用水道事業につきましては、主な収益が他会計補助金、一般会計からの補助金となっております。

15ページをお願いします。資本的収支、第2の財布につきましては、支出合計が410万円となっております、資本的収支の不足額が410万円となりますが、この分につきましては、内部留保資金等、第3の財布で補填しております。

16ページをお願いします。工業用水道事業会計の内部留保資金等残高の内訳となっております。前年度期末残高は2416万円、令和3年度では、収益的収支の432万円、資本的収支の不足を補填しましたので410万円のマイナス、当年度分となっておりますのが減価償却費等の内部留保資金として積立てが1230万円となり、令和3年度期末残高は3668万円となっております。その下に5年間の推移をグラフで示しております

17ページをお願いします。令和3年度の主な事業となっております。浄水場等施設改良事業として明星寺浄水場工水流入弁改良工事を行っております。

続きまして、下水道事業会計の決算についてご説明いたします。19ページをお願いします。令和3年度の年間総処理水量は683万8211立法メートルで、前年度に比べ47万2656立法メートルの減となっております。水洗化戸数は2万4560戸、水洗化人口は5万3050人で前年度に比べて増加しております。

20ページをお願いします。収益的収支、第1の財布につきましては、収入合計が19.8億円、支出合計は18.1億円となっております。よって1.7億円の純利益を計上しております。この純利益につきましては内部留保資金等、第3の財布に積み立てております。

21ページをお願いします。使用料収入及び損益の推移を示したものです。前年度と比較して損益は減少しています。

22ページをお願いします。資本的収支、第2の財布につきましては、収入合計が14.6億円、支出合計は21.9億円となっております。資本的収支の不足額が7.3億円となっております、この分につきましては、内部留保資金等、第3の財布で補填しております。

23ページをお願いします。下水道事業会計の内部留保資金等、第3の財布の残高の内訳です。収益的収支や資本的収支の過不足を調整しています。前年度期末残高は10.2億円、令和3年度の収益的収支につきましては1.7億円分の純利益がありましたので1.7億円のプラス、資本的収支の不足を補填しましたので7.3億円のマイナス、当年度分は前年度の純利益の積立であるマイナス1.7億円や、減価償却費等の内部留保資金として積立による8億

円を合わせた6.3億円となり、令和3年度期末残高は10.9億円となっております。その下に5年間の推移をグラフで示しております。

24ページをお願いします。下水道事業会計の企業債残高の状況です。前年度期末残高が108.5億円、令和3年度の返済分が6.4億円、新たな借入れ分が7.3億円、よって令和3年度期末残高は109.4億円となっております。

25ページをお願いします。令和3年度の主な事業となっております。施設整備事業として、水江雨水ポンプ場の新設工事や、庄司地区污水管渠布設（5工区）工事、ポンプ場等施設改良事業として終末処理場の薬剤搬入設備設置工事などを実施しています。

26ページをお願いします。財務・経営の状況です。経常収支比率は、109.69%、経費回収率は、100%となっております。企業債残高対事業規模比率は料金収益に対する企業債残高の規模を示す指標で、954.87%となっており、類似団体と比較して高い状況となっております。

最後に、病院事業会計の決算についてご説明いたします。28ページをお願いします。収益的収支、第1の財布につきましては、収入合計が4.8億円、支出合計は5.1億円となっております。よって0.3億円の純損失を計上しておりますが、現金による収支は、収入、支出ともに2.9億円となっており、減価償却費等による現金の支出を伴わない経費の不足分が損失となっております。

29ページをお願いします。収益的収支の決算の結果、剰余金計算に記載しておりますように、当年度純損失に前年度繰越欠損金を加えた結果、当年度未処理欠損金は9億996万円となっております。病院事業会計では、収益収支は欠損金を繰越しており、補填できないため損失額が累積しておりますが、この欠損金は現金の支出を伴わないため、この欠損金により病院運営への影響や病院事業会計の資金不足につながるものではありません。

30ページをお願いします。資本的収支、第2の財布につきましては、収入、支出ともに合計が1.8億円となっております。資本的収支不足額はありません。

31ページをお願いします。病院事業会計の企業債残高の状況です。企業債の元利償還金は交付税の額を除き、指定管理者の負担となっております。

以上で、認定議案4件の補足説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、審査に入ります。

初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：21

再 開 10：21

委員会を再開いたします。

「認定第12号 令和3年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

気になるのが一つありますので、お尋ねしますが、有収率の低下化の原因はどうなっているのか。資料によると、下がってきているということでしたけれど。

○上水道課長

令和3年度の有収率につきましては、87.2%となっております。前年度に比べて0.3ポイント減少しております。有収率は年間配水量に対する年間有収水量の割合であり、各水量の増減により微増減いたします。有収率を向上させるためには、無収水量の減少を図ること

が必要であると考えております。無収水量の大部分は漏水量であると考えられるため、引き続き漏水調査や老朽管の更新を行うなど、漏水量の削減に努めることとしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

5 ページですけど、この減価償却費、すみません、勉強不足なんですけれど、定率法なのか、定額法なのかは、ちょっと認識していないんですが、単年度でいくと、この減価償却費に関しては、実際にお金は出ていかないわけですよ。もちろん損益計算に入ってくるので、純損失1.2 億円なんですけれど、実際は8 億5 千万円が現金として残っているということで、ただそれを借入金の返済だとかに充てていると思うのですが、減価償却費の基になる設備の更新の際には、少なくともこの減価償却費の年次累計額はかかってくるわけですよ、インフレ率等を勘案しない限り。だから、理想的には、減価償却費の分だけは、内部留保資金、先ほどのようなご説明によると貯金の部分が積み上がっていくのが理想だと思うんですね。そうしないと設備更新をする際に、一般会計から大きな繰入れが伴うことになるというふうに認識をしているんです。これは他の3 つの事業会計においても、14 ページ、20 ページは特に減価償却の率が大きいですし、28 ページにしても一緒なのですが、このような認識を持っていてよろしいでしょうか。

○企業管理課長

委員が言われるとおりでございます。

○上野委員

よく分かりました。単年度で見ると、こういうふうに純損失とか純利益、特に減価償却法が定率法の場合は非常に関わってくるんですけど、1 年1 年のこの損益だけを見て、例えば、水道料がどうだとかいうことではなく、将来的な設備に係るスケジュールもきちんと組んだ上で、適正な水道料金に反映をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第13号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第14号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第15号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。これより討論、採決を行います。

議題中、「認定第12号 令和3年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第12号 令和3年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」は認定することに、ご異議あ

りませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第13号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」は認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第14号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」は認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第15号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第15号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」は認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:28

再 開 10:30

委員会を再開いたします。

次に、「議案第75号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第75号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。議案書の30ページをお願いいたします。今回の改正は、飯塚市農業集落排水処理施設使用料の算定において端数処理等を変更するものです。

31ページの新旧対照表でご説明します。第15条第2項につきましては、下線部分になりますが、「排除してならない」とあるのを「排除してはならない」に用語の整理を行うものでございます。

次に、第17条第2項につきましては、類似使用料である上下水道料金及び汚水処理施設使用料と統一するため、10円未満切り捨て条項を削除し、料金の端数処理のみを変更するもので、使用料単価等の算定基礎を変更するものではございません。

本改正で影響のある世帯等は、事業用として利用されている事業者や公民館など11事業者です。事業所については、1事業所1月につき、基本料金1千円と水道使用量に対し1立法

メートル110円となっており、直近の7月調定分で試算しますと、調定額は11事業所合計で33円の増となります。なお、一般世帯につきましては、事業所用とは料金体系が異なり、世帯割料金として1世帯1月につき1千円と、人头割料金として世帯員1人につき1千円となっていることから、消費税を加算しても10円未満の端数が出ないため影響は生じません。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第75号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（電気設備）工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長補佐

「議案第76号 契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（電気設備）工事）」につきまして補足説明をいたします。議案書の32ページをお願いいたします。「議案第76号 工事請負契約の締結」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

本件につきましては、契約金額2億562万円7400円で、九電工・米村特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社九電工飯塚営業所所長 花田英彦と契約を締結するものであります。

議案書の33ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては本契約として認められた日から令和5年3月31日までとしております。入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準に基づき、業者選考委員会において、共同企業体の構成員の条件等を決定し、6月24日に入札公告を行い、7月20日に入札を執行いたしました。本件につきましては、3つの共同企業体から入札参加申請があり、3者による入札の結果、予定価格2億2350万9千円に対し、落札額2億562万7400円、落札率91.99%となっております。以上、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第76号 契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（電気設備）工事）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第79号 市道路線の廃止」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第79号 市道路線の廃止」について、補足説明をさせていただきます。議案書66ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回廃止する路線は、1路線、延長209メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は市道路線見直しに伴い路線廃止を行うものです。路線箇所は67ページに記載しております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第79号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第80号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第80号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書68ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回認定する路線は、7路線、延長868.6メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は県道飯塚穂波線移管により路線認定を行うものです。路線箇所は69ページに記載しております。路線明細の左端に記載しております一連番号2番及び4番の路線は寄付採納により路線認定を行うものです。路線箇所は70ページ及び72ページに記載しております。路線明細の左端に記載しております一連番号3番の路線は路線整理により路線認定を行うものです。路線箇所は71ページに記載しております。路線明細の左端に記載しております一連番号5番から7番の路線は開発帰属により路線認定を行うものです。路線箇所は73ページに記載しております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第80号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第81号 専決処分の承認（令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農業土木課長

「議案第81号 専決処分の承認」について、ご説明いたします。「専決第10号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるところでございます。

「議案第81号」と表示しております令和4年7月19日専決分の補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますように、令和4年7月の大雨災害にかかる災害復旧等に要する経費を補正し、歳入歳出予算の総額に1億8372万6千円を追加して、830億3207万1千円にいたしております。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金、県支出金及び市債につきましては、歳出に計上しております災害復旧費等の財源として、補正いたしております。繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正予算の財源調整として、6017万2千円を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、災害復旧費農業施設災害復旧費では、飯塚地区で9箇所、穂波地区で2箇所、筑穂地区で24箇所、計35箇所の被災があり、その災害復旧等に要する経費として9388万5千円を追加いたしております。以下、同様に、農地災害復旧費では、筑穂地区で9箇所の被災があり、4547万6千円を計上し、林業施設災害復旧費では、飯塚地区1箇所、筑穂地区2箇所、計3箇所の被災があり、390万円を計上し、道路橋りょう災害復旧費では、飯塚地区8箇所、筑穂地区7箇所、計15箇所の被災があり、1166万5千円を計上し、河川災害復旧費では、飯塚地区で9箇所、穂波地区で1箇所、筑穂地区で3箇所、計13箇所の被災があり、2630万円を計上し、その他公共及び公用施設災害復旧費では、河川敷の駐車場である市民広場8箇所の清掃等の費用、250万円を計上いたしております。今回の補正予算では、合計83箇所の災害復旧費用として、1億8372万6千円を補正いたしております。

繰越明許費につきましては、年度内完了が見込めない各所農業施設災害復旧工事、以下3件を追加いたしております。

6ページ以降に、今回の補正にかかる歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第81号 専決処分の承認（令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号）」については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

道祖委員から、「有害鳥獣による被害の防止について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

鯉田地区の人から、一段とイノシシの被害が発生しているという苦情がありまして、どういふ状況が確認させていただきたいと思っております。市内に、相田地区でもメガソーラーで森林というか、イノシシが生息しておったであろうというところが開発されて、市内各地

でイノシシの被害は発生していると思いますので、その状況について、それとともに対応についてお尋ねしてまいりたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「有害鳥獣による被害の防止について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「有害鳥獣による被害の防止について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

今、所管事務調査をお願いしたように鳥獣被害、特にイノシシの被害の状況について、現状がどうなっているのかお尋ねします。イノシシが田んぼに入りますと、御承知かと思えますけれど、今、刈り入れの時期ですけれど、この時期に田んぼにイノシシが入りますと、せっかく実った米に臭い等がついて、商品というか、食べ物として利用ができないということが農家のほうから言われております。私も若干、農家の手伝いをしますので、イノシシが入らないようにトタンでとか、いろいろな網でとかで防護柵をするんですけど、どうしてもイノシシは隙間を見て入ってきて、何か転げ回るみたいで、そして売り物にならないとか、イノシシの臭いがついたら食用にならないということがあるようでございます。そういうことで、イノシシの被害というのは大きいものがあるのではないかとと思っておりますけれど、その実態について、地区別で、市内の大きく旧1市4町で、どのような状況になってきているのかお尋ねいたします。

○農林振興課長

地区別の被害状況につきましては、今回、イノシシと鹿についても合計でお伝えしたいと思います。福岡県農業共済組合に鳥獣による被害補償について照会をした結果に基づいて、被害額になりますが、令和元年度につきましては、飯塚地区が294万6千円、穂波地区が129万3千円、筑穂地区が252万円、庄内地区が10万1千円、潁田地区が7万2千円となっております。次に、令和2年度につきましては、飯塚地区が492万7千円、穂波地区が15万9千円、筑穂地区が229万円、庄内地区が10万6千円、潁田地区がゼロとなっております。最後に、令和3年度につきましては、飯塚地区が545万7千円、穂波地区が10万6千円、筑穂地区が380万7千円、庄内地区が44万3千円、潁田地区が67万1千円となっております。

○道祖委員

今、イノシシ、鹿ということで被害の状況を述べてもらったんですけど、今お聞きしておりますと、意外と潁田地区、庄内地区の被害が少ないんですけど、これはいろいろな対策が整っているというふうに理解してよろしいのでしょうか。それとも、何らかの理由があるのでしょうか。

○農林振興課長

金額差の理由はちょっと詳細は分からないですけど、当然、面積の差もありましょうし、当然、場所によっては柵がしてあったり、対応されているところもあると思うんですけど、一概にどういった理由でこの差が出ているのか把握はしておりません。申し訳ありません。

○道祖委員

そうすると、3年間の被害の金額を答弁してもらったんですけど、飯塚地区に限って言うと、増加しているということですけど、その原因等については、どういうふうに考えておりますか。

○農林振興課長

増加の原因につきましては、申し訳ありません、こちらの共済のほうにも確認等はしており

ませんので、その辺は調査・研究いたしたいかと思えます。

○道祖委員

私が生活しております鯉田地区について言いますと、工業団地を造りまして、あそこはやはり木、草が多く、山というか、ボタ山ですからね、炭鉱跡地だったんですけれど、そういうイノシシが生息されるような環境だったと思うんです。それがやはり開発されたから、下のほうに、要は人家に近づいてきたのではないかというふうに思うわけです。それと、鯉田地区に限って言いますと、私もよくイノシシを見ます。同僚議員と話をしている、幸袋地区でもよく見るということを随分前からお話ししております、やはり、どうしても開発が進みますと、生息地が少なくなってくるので、人家に近づいて来るんだろうと思います。それとともに、やはり今までの餌場がなくなって、田んぼ、畑等に出て来るのだろうと思っておりますけれど、それで、私は特に飯塚、鯉田に思うことは、オートレース場の前に鳥獣保護区がありますよね、私はあそこからイノシシが入り出すのをしょっちゅう見るんですけど、鳥獣保護区というのはイノシシを捕獲することできませんね。

○農林振興課長

鳥獣保護区については一般の狩猟される方はできないんですけど、市の許可を持っている捕獲員であれば駆除ができます。

○道祖委員

確認します。鳥獣保護区は資格を持っている人だったら捕獲できるんですか、中に入って。

○農林振興課長

市のほうから有害鳥獣捕獲員の許可が出た方になります。ですから通常、一般の狩猟の免許を持っている方とかは捕獲はできません。

○道祖委員

鳥獣保護区に生息するイノシシとか、そういう有害な動物等を捕獲することは可能なんですね、方法論としてあるということなんですね。

○農林振興課長

そのとおりでございます。

○道祖委員

では今言いましたようにオートレース場の前、飯塚警察署裏、日新館の裏から庄内の近畿大学に至る道の周辺、あそこは鳥獣保護区になっていますよね。そこで、保護区になっていて、今までそういう有害なイノシシ、鹿等の捕獲を試みたことがありますか。

○農林振興課長

鯉田地区での捕獲活動につきましては、1年を通して、鯉田工業団地及び飯塚オートレース場周辺で箱わなによる捕獲活動を実施しております。当然、農地へのイノシシの出没につきましては、市職員と予防鳥獣駆除員で現地を確認し、捕獲が見込まれると判断されれば、わなを設置し捕獲を試み、鯉田地区は山林が少なく住宅地に隣接していることから、銃での捕獲を行うことができないため主に箱わな猟となります。また、箱わなにつきましては、ある程度の設置面積の確保ができること、通行人など一般の往来のない場所に設置しなければならないこと等、狩猟上の制限があるため、住宅地や道路に隣接する場所での捕獲については、場所の確保が難しいことが現状となっております。

○道祖委員

私がお尋ねしているのは、オートレース場の前に鳥獣保護区があるのは確認されていますよね。その中で、資格のある方は、鳥獣保護区であろうが、有害な鳥獣については捕獲することができるという答弁でしたよね。そういうことを試みたことはありますかというお尋ねなんです、今まで。

○農林振興課長

駆除員の方とかと鳥獣保護区の中で捕獲活動をしたことはあります。

○道祖委員

その結果はどうでした。結果、あそこは私が見る限り、イノシシはあそこから出て、愛宕団地のほうに、オートレース場の正面に土手がありますよね。水道局のタンクがあるんですけど、あそこに人間がちょっと入りづらいところがあるんですけど、そこが餌場になっていて、朝はいつも道路を横断してあそこに通っている姿を見るんですけど、結構いるんですけど、どれぐらい今まで捕獲することができたんでしょうか。

○農林振興課長

あくまでも保護区の中では、そういった捕獲活動をするわけなんですけれども、あくまでも有害鳥獣の駆除につきましては、あくまでも農地とか農作物の被害があったところに対しての対応となってきますので、今言われるようにあの地区内でどのくらい、今まで過去に頭数を捕ったかという数値までは把握できておりません。

○道祖委員

しつこいですけれども、近年、いつ頃やりました、それ。そういうことを実施されて、毎年していますか、今。ここ何年間か、去年やりました、今年やりました、いつ実施されましたかということです、まずそれは。それは確認されていますか。

○農林振興課長

6月、7月には、日新館高校の近くに、わなを設置しております。

○道祖委員

ということは、毎年やっているけれど、捕獲できているか、できていないかは、確認していないということなのですか。

○農林振興課長

当然、設置して、捕れることもあれば、捕れないこともあるんですけど、捕れば捕獲員のほうから結果の報告等、また実績が上がってきますので、それは確認できます。

すみません。実際、日新館高校に設置した分については捕れております。

○道祖委員

そうですか、その割には、私よく目にするんですけどね。ついこの1か月前ぐらいも朝の4時半ぐらいに横断されてて、ウリボウが3匹か4匹と親が2匹通って、大体30分ぐらいしたらお帰りになっているような状況を見ていますし、それと近畿大学に行くところは少し土手を直している部分があるんですけど、隙間があって、そこから反対側に横断されている姿をよく見るんですけどね。それとともに、恐らくそこが巣になっていると思うんです。そういうふうな捕獲の対応をしているなら、もう少し徹底的にやってほしいんですけど、私が見ると愛宕に行っているイノシシの通り道は大体決まっているんです。前の埋立地のところ、麻生さんの奥のほうに、麻生の土地ですから、奥のほうの入り口のところに門があって、どうもその辺からいつも行き来しているんですけども。だから、やっているならば、お願いですけど、きちんとイノシシが通るところにわなを仕掛けていただきたいというのがあります。私が見る限りでは、体育館ができていますね、体育館の前に公園があります。公園の下に池がありますけれど、下から体育館ができているところの道路に上がってくるというか、ちょうど角にイノシシの跡、爪跡が結構あります。それと、オートレース場の下のほうに県道がありますけれど、県道の脇に側溝があります。側溝の脇に側道があるんですけど、側溝にイノシシがミミズか何か探したようにほじくり返した跡がしょっちゅう見られるんです。それから、工業団地のほうに、鯉田の畝割側に行くんです。畝割のほう、要はバイパスに上がって行くほうに行きます。すると、あそこは田んぼが開けていて、田んぼの中に入ると。ここが昨今多いということなんです。ですから、その対応をぜひお願いしたいんです。

いろいろ今回質問するに当たって資料を見ていると、効果的な侵入防止対策の手引き、こん

なの釈迦に説法か分かりませんが、あなた方はもう御存じなんだろうと思いますけれど、基本的な対策は、近づかせない、餌場をなくす、囲いで守る、そして加害個体を捕獲するというふうになっているんです。だから、こういうふうになっているならば、このやり方に従って、徹底的にやっていただきたいというのが、お願い、今日の質問の趣旨でございます。

しつこく何で鳥獣保護区の話をしたかという、この鳥獣被害防止総合対策交付金について資料が出されておりますけれど、その資料によると、鳥獣被害対策は個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が鉄則というふうに農水省から資料が出ております。あなた方はこれに従ってやられているんでしょうけれど、やられている割には、被害は先ほど報告してもらいましたけれど、飯塚市が多いということですよ。だから、いろいろやられているけれど、わなが足りないのか、囲いが足りないのか、いろいろ原因があると思いますので、その原因をきちっと把握して、対応していただきたいと思います。特に農家の人たちは、自己防衛はしておりますけれど、やはり限度がありますので、国の方針に従って、鳥獣被害の防止の囲い等を行政に申請して、田んぼに入らないような防護柵を設置しようとしております。そういう申請が出たら、交付金の問題もあるのかも分かりませんが、1年遅ければ、1年やはり稲作をするのを諦めるとか、そういう声も聞きますので、できるだけ申請ができれば、もしくはきちんと農業生産者と話し合っ、被害調査をきちんとやって、対応策を早急にやっていただきたいと思いますが、これはお願いですけれど、そういう対応はできますか。

○農林振興課長

先ほどイノシシの通り道等の情報等があれば、当然、駆除員さんと現地を見て、捕獲可能な場所についてはわなを設置するなど、駆除の対策に努めていきたいかと思われま。今言われますように、当然、農地を柵で囲って守ることも大事ですが、捕獲することによって、イノシシ、鹿等の数を減らすことも大事でありますので、いろいろな要望等がございましたら受けて、ほかの自治体等の状況も鑑みまして、調査・研究してまいりたいと思います。

○道祖委員

それとできれば、どれぐらいで鳥獣被害があって、どれぐらいそれに対応して、どれぐらい駆除したとかいうことを、委員会でも結構ですので、年に一度ぐらいは報告してください。どういう状況なのか全然分からない。お尋ねすればお答えいただけるけれど、そういう一目瞭然のデータがないから、市民の人から問合せがあったときに答えることができないんです。よろしく対応お願いします。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:09

再 開 11:17

委員会を再開いたします。

上野委員から、「土地区画整理事業について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。上野委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。上野委員に発言を許します。

○上野委員

立岩川島土地区画整理事業については、計画から既に数十年経過しておりますが、地権者にとっては建物を建てる際にデメリットが大きいので、今後どのようにお考えなのかを聞かせて

いただきたいと思います。お取り計らい、よろしく願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「土地区画整理事業について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「土地区画整理事業について」を議題といたします。上野委員に質疑を許します。

○上野委員

立岩川島土地区画整理事業について、まずその概要について皆さんにご紹介いただけますか。

○都市計画課長

立岩川島土地区画整理事業につきましては、事業面積が約29.5ヘクタール、昭和37年7月14日、建設省告示第1646号にて告示をされております。具体的な区域につきましては、北は国土交通省所管の殿浦排水機場付近、南は国道201号付近、東側は嘉穂東高校付近、西側は遠賀川の堤防下までとなっております。また、この事業計画区域内におきまして、区画道路に建築物の計画等がかかる場合には、都市計画法第53条による規制がかかることとなります。具体的な規制内容としましては、建築物の主要構造部が木造、鉄骨造り、コンクリートブロック造り、その他これらに類する構造であること。また、二階建て以下で、かつ地階、これは地下のことですが、設けないこととなっております。

○上野委員

つまり三階建て以上の建物は建てられないという現状なんです。昭和37年7月14日の告示ということで、告示後既に60年余りが経過しているのですが、事業の進捗状況はどのようになっていますか。

○都市計画課長

都市計画決定から約60年が経過した現在におきましても、事業化の見通しが立っておらず、土地区画整理事業として事業化のほうはなされておられません。一方で、市役所本庁舎、裁判所、飯塚県土整備事務所等の官公庁を含む南側の区域につきましては、その建設の際に区画道路が一部整備され、街区が形成されている状況となっております。

○上野委員

この事業によって影響を受けておられる地権者の皆様の人数、どのくらいおられますか。

○都市計画課長

地権者の方につきましては、全体で、個人・法人を合わせて約250名となっております。

○上野委員

今後どのように考えられておられるのか、お尋ねいたします。

○都市計画課長

全国的に同様の問題を抱えており、今回のように長期にわたり事業に着手されていない都市施設、または市街地開発事業に関する都市計画については、都市計画運用指針におきまして、これは国土交通省制定でございますが、適時適切な都市計画の見直しについて、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等におきましては、理由を明確にした上で変更を行うことが望ましいと示されております。今回の立岩川島土地区画整理事業につきましては、昭和37年の計画決定当時から大きく社会情勢が変化したこと、加えて土地区画整理事業としての役割が低下していること等を踏まえ、今後は廃止を含めた計画変更に向けて検討していきたいと考えており、今月、9月30日に福岡県の都市計画課と協議を行うこととしております。事業面積も大きく、利害関係者、地権者等も多いため、時間を要することが予想されますが、関係機関及び利害関係者との協議・調整にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○上野委員

9月30日から協議を進めていただけるということですが、もろもろの手続を鑑みますと、恐らく3、4年以上はかかるのではないかと思います。現在は農業を手がけられておられる地権者の皆さんも、将来的には様々な土地利活用を考えられるのかもしれませんが。飯塚市にとっても市有地、民有地を問わず、人口増、税収増に大きく寄与する優良住宅地の確保は喫緊の課題だと、その一つだと思っております。新たな事務に着手することは大変かもしれませんが、地権者や関係者の方々のためにもご尽力くださいますようお願いを申し上げて、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「専用場外発売所の開設について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

新たにオートレース場外車券売場がオープンいたしましたのでご報告いたします。資料の専用場外発売所開設についてをお願いいたします。名称はオートレース姫路、開設場所は兵庫県姫路市、既存の競輪場外車券売場、サテライト姫路内に設置されており、設置者は株式会社アップル、管理施行者は浜松市、全国で35番目の専用場外発売所となります。施設の概要につきましては、オートレース、競輪供用の観客席が166席、発売窓口数が3窓となっており、年間350日程度の発売日数が予定されております。なお、オープン日は令和4年8月19日となっております。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「厚生労働省地域雇用活性化推進事業の採択について」、報告を求めます。

○経済対策推進室雇用促進担当主幹

「厚生労働省地域雇用活性化推進事業の採択について」、ご報告いたします。資料をお願いいたします。(1)厚生労働省委託事業の内容につきまして、本事業は雇用機会の不足や過疎化が進行する地域、災害復興に取り組む地域を対象に、地域の特性を生かした魅力ある雇用や、それを担う人材の維持・確保を図る取組に対し、厚生労働省が委託する提案公募型の委託事業でございます。飯塚市につきましては、第1期事業が令和元年度から令和3年度末で終了していましたが、令和2年7月豪雨による災害復興地域として、本事業の地域要件を満たすこととなり、第2期事業として、6月3日に事業提案、8月5日の外部の有識者による選抜評価委員会での全国審査を経て、8月31日に採択を受けたところでございます。

(2)飯塚地域雇用活性化推進事業の概要につきましては、第1期事業で注力いたしました求職者へのITスキルの向上と、事業所のIT化への取組をさらに深め、生産性の向上や競争力の強化、ひいては市民の利便性の向上につなげるためのデジタル・トランスフォーメーショ

ンを目指し、各事業において、デジタル化の推進に重点的に取り組んでまいります。事業運営におきましては、高齢者の雇用について助言を受けるため、飯塚地域雇用創造協議会の構成員に公益社団法人飯塚市シルバー人材センターを新たに加えております。

(3) 委託費につきましては、資料2ページの上段部分でございますが、採択を受けた事業に関わる事業費の全額が委託費として支払われます。初年度につきましては2128万1千円、2年目の令和5年度が3921万7千円、3年目の令和6年度が3647万8千円となります。

(4) 事業実施期間ですが、令和4年10月から令和6年末までの事業となっており、年度ごとに厚生労働省が事業継続の判断を行うこととなっております。

2、実施事業の内容ですが、事業者向けに、(1)事業所の魅力向上、事業拡大の取組を、求職者向けに(2)人材育成の取組を、事業所と求職者とのマッチング支援として(3)就職促進の取組を実施してまいります。今後も引き続き、産業支援機関のノウハウを活用し、魅力ある雇用づくりを進めるため、大学、商工関係団体、経済団体等の多様な団体と連携し、事業の推進を図ってまいります。以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「週20時間未満の雇用に係るモデル事業について」、報告を求めます。

○経済対策推進室雇用促進担当主幹

「週20時間未満の雇用に係るモデル事業について」、ご報告いたします。資料をお願いいたします。事業の概要につきましては、様々な働きづらさを抱える方の働く場を創出し、社会からの孤立や貧困等の課題解決を図るための社会実証モデル事業となります。下段の3、実施体制の図に基づきご説明いたします。事業の実施主体は、福岡県の認可を受け障がい者の就労を支援する就労支援団体であります福岡県就労支援協同組合となります。この福岡県就労支援協同組合が福岡県、公益財団法人日本財団の助成を受け、フルタイムでは働けなくても、短時間であれば働くことができる方など、働きづらさを抱える方々と人材不足等でお困りの企業を開拓し、マッチングを行い、就労を支援し、短時間就労の有効性を実証するものです。このモデル事業の実施地域として、同組合から飯塚市と大牟田市が選定されており、事業実施に当たり、福岡県とともに協力してまいります。事業期間は令和4年度から令和5年度までの2年間となっており、今年度は企業説明会を2回、求職者向け会社説明会等を4回実施する予定となっております。以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○土木建設課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。昨年11月9日の当委員会におきまして、契約の締結としてご報告をさせていただいておりました水江雨水ポンプ場新設(その3)工事につきまして、原契約金額1億2991万2200円から、314万500円を増額しまして、変更契約金額1億3305万2700円としたものでございます。変更契約の主な概要としましては、工事实施に当たり、流入渠施工時の仮設矢板打設において、一部架空線が支障となったことによる仮設工の変更、また、地盤改良990立米における現地採取の配合試験結果によるセメント添加量が当初設計に対し、1立米当たり35キログラムの増及びその他精査による各工種の数量変更を行ったも

のであります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

工事請負契約の締結状況につきまして、ご報告いたします。今回、ご報告いたします工事は、建築一式工事1件、専門工事1件でございます。資料1ページをお願いいたします。工事名は水江雨水ポンプ場新設（建築）工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、市内建築一式工事のS等級、I等級に格付されている要件等を公告し、7者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8676万8千円、落札率97.99%で、株式会社西組が落札しております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式による入札を執行しております。

次に、資料2ページをお願いいたします。工事名は菰田地区配水幹線布設替工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、市内管水道A等級に格付されている要件等を決定し、8者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2917万800円、落札率91.41%で、株式会社昭和管工が落札しております。なお、本件の入札につきましては、8者中、最低制限価格によります3者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。